

第 7 8 号議案

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
の基準に関する条例（令和３年中野区条例第３９号）の一部を次のよ
うに改正する。

第１９条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１９条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第１３条第６項に
おいて準用する法第６条の規定により、児童対象性暴力等（学校設
置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等
のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項
に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）
を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保
護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する
者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に
接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規
定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければ
ならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。